

「監査基準報告書（序）」「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」及び保証業務実務指針（序）「保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体系及び用語」の公表等に伴う監査・保証基準委員会公表物の改正について」の公表について

常務理事 小林 尚明

常務理事 結城 秀彦

日本公認会計士協会（監査・保証基準委員会）では、2022年10月13日開催の常務理事会の承認を受けて、監査・保証基準委員会公表物の改正を公表いたしましたので、お知らせいたします。

本改正は、以下の公表物の公表に伴うものです。

1. 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」及び保証業務実務指針（序）「保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日公表）

（主な改正内容）

- ・ 各公表物の表題及び公表物内における他の公表物の表題修正を行っております。
- ・ 実務ガイダンス、周知文書及び研究文書には、これらの公表物の位置付けを明確化するため、会員が遵守すべき基準等には該当しないことなどの記載を本文に追加しました。
- ・ 各公表物の本文の末尾に、今回の改正が他の公表物の改正・公表に伴う所要の見直し（適合修正）である旨を示すための記載を追加しております。本記載は公表物の改正経緯の補足であり、本文を構成するものではありません。

2. 倫理規則（2022年7月25日変更）

（主な改正内容）

- ・ 倫理規則、独立性に関する指針、利益相反に関する指針及び違法行為への対応に関する指針の参照箇所等の見直し

3. その他

- ・ 2021年6月8日付けで公表した「監査基準委員会報告書315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」及び関連する監査基準委員会報告書の改正」の適用時期の記載の明確化及び適合修正すべき箇所への対応が一部未了だった箇所の修正を行っております。
- ・ 字句表記の修正を行っております。

以 上